第||問

以下の事実について、X、Y、Zの罪責を論じなさい。

1 ★は、宝石のブローカーである A を殺害して宝石を奪おうと企てた。 X は、知人の Y が A を知っており、 A をおびき出せることが分かったため、これを利用しようと考え、 Y に電話をかけ、その旨を伝えた。 Y は、 X に対し、「分かった。俺が A を『燕ホテル』の部屋に呼び出し、買い主と交渉するふりをして A から宝石を受け取って部屋を出る。その後、お前が A のいる部屋に入って A を射殺しろ。その間に、俺は宝石を持って逃げる」と犯行手順を説明し、 X もこれに同調した。

Yの弟のZは、YがXと電話で話しているのを立ち聞きし、X とY が A から宝石をだまし取るのを手助けしようと考えた。ただ、Zは、Yの話の全部は聞こえなかったので、X とY が A を射殺する計画を立てていることは認識していなかった。

X, Y: 詐欺・窃盗, 強盗殺人の 意思連絡

~ 詐欺・窃盗の 幇助の意思

第11問(続き)

2 Yは、宝石の買い主がいるように装い、燕ホテルの 302 号室に A を案内した。ホテルの出入口には、A がボディーガードとして連れてきた暴力団の組員が数人いた。

②は、XとYに知らせずに自動車で燕ホテルに赴き、YがAを302号室に案内したのを見たが、その後、私服警察官がホテル内を巡回していることに気づき、もし警察官が302号室に近づいたら阻止しようと考え、302号室付近で様子を窺っていた。

- 3 Yは、Aに「この階の別の部屋にいる買い主と交渉してくるから、宝石を少し預けてくれ」と言った。Aは、「じゃあ、あんたに預けるわ」と言って、宝石(時価総額 2896 万円相当)の入った小型の鞄を Yに渡した。 Yは、これを受け取り、302 号室を出て、305 号室で待機していた X に対し、A を射殺するよう指示し、ホテルの出入口に向かった。 Z は、それを見て、Y を追いかけた。その間、警察官は、302 号室には近づかなかった。
- 4 Yが燕ホテルを出てタクシーを探していたところ、 が自動車に乗って Yの前に現れ、「事情は分かっている。早く乗れ」と言った。 Y は、 A から受け取った宝石を持って自動車に乗り、 Z の運転する自動車で燕ホテルを出発し、自宅に向かった。
- 5 その後, \times は、302 号室に入り、A にけん銃を発砲したが、A は、防弾 チョッキを着ていたため、死亡せず、肋骨を骨折したにとどまった。

